

令和7年度 依頼研修（講師派遣）実施要項

京都府スーパーサポートセンター（SSC）

1 趣旨

各学校等が主催する研修会に、府専門家チーム委員、SSC スタッフを講師として派遣し、専門的な知見による研修会や事例検討等の実践的で発展的な研修を実施することにより、各学校等の特別支援教育に係る課題を支援する。

2 申込・実施に係る計画

(1) 対象

原則として、京都府内の公立園・学校の教職員

(2) 派遣先

京都府内の小中学校（京都市を除く）、義務教育学校、府立高等学校、府立附属中学校、各教育局・各市町（組合・広域連合）教育委員会、就学前児童に関わる機関（幼稚園、保育所・園、こども園）等

(3) 申込及び実施期間

申込期間	実施期間
令和7年4月28日（月）～12月5日（金）	令和7年6月23日（月）～令和8年2月6日（金）
※原則、実施希望日2か月前まで	午前9時～午後5時 ※土日祝を除く

(4) 開催形態、研修方法、講師

開催形態	研修方法	講師
ア 集合型 イ リモート型 A （講師リモート・受講者集合） ウ リモート型 B （講師・受講者リモート） エ その他	ア 講義 イ 講義、事例をととしたグループワーク ウ 授業参観、講義（助言） エ その他	ア 府専門家チーム委員 イ SSC スタッフ ※「府専門家チーム委員一覧」を参照

※研修時間は、1時間40分以上を基本とする（事前打合せ含む）。

(5) 申込方法等

- ア SSC HPの申込フォーム（Microsoft Forms）から申込
- イ SSC スタッフから連絡
 - ①申込内容の確認
 - ②実施可否の連絡（京都府教育委員会と総合的に判断）
 - ③講師との調整内容、連絡先について（電話またはメール）
- ウ 実施決定後、必要書類（様式1、様式1の2（会場開催の場合のみ））の提出（実施日の1か月前まで）
- エ 研修終了後、事後アンケート（様式2）を提出（終了後1か月以内）

3 留意事項

- ・特別支援教育に係る実践的で発展的な内容に関する研修として、「依頼研修（講師派遣）」を実施することとする。申込内容の確認後、各学校等の課題解決のために講師派遣が望ましいと判断された場合について、本事業を実施する（必要に応じて府教育委員会と連携して判断）。
- ・特別支援教育に係る基本的な内容に関する研修については、「オンデマンド研修」の活用を推奨する。
- ・各団体につき、基本的に年間1回の申込とする。
- ・各学校等に公的な予算（補助金等）がある場合は、依頼をお断りする。
- ・研修会の撮影・録音や資料の複製・転用を固く禁じる。
- ・各教育局や各地域支援センターと情報共有の上、事業を進める。
- ・申込については、「依頼研修（講師派遣）申込のしおり」、実施決定後は、「依頼研修（講師派遣）サポートシート」を参照。